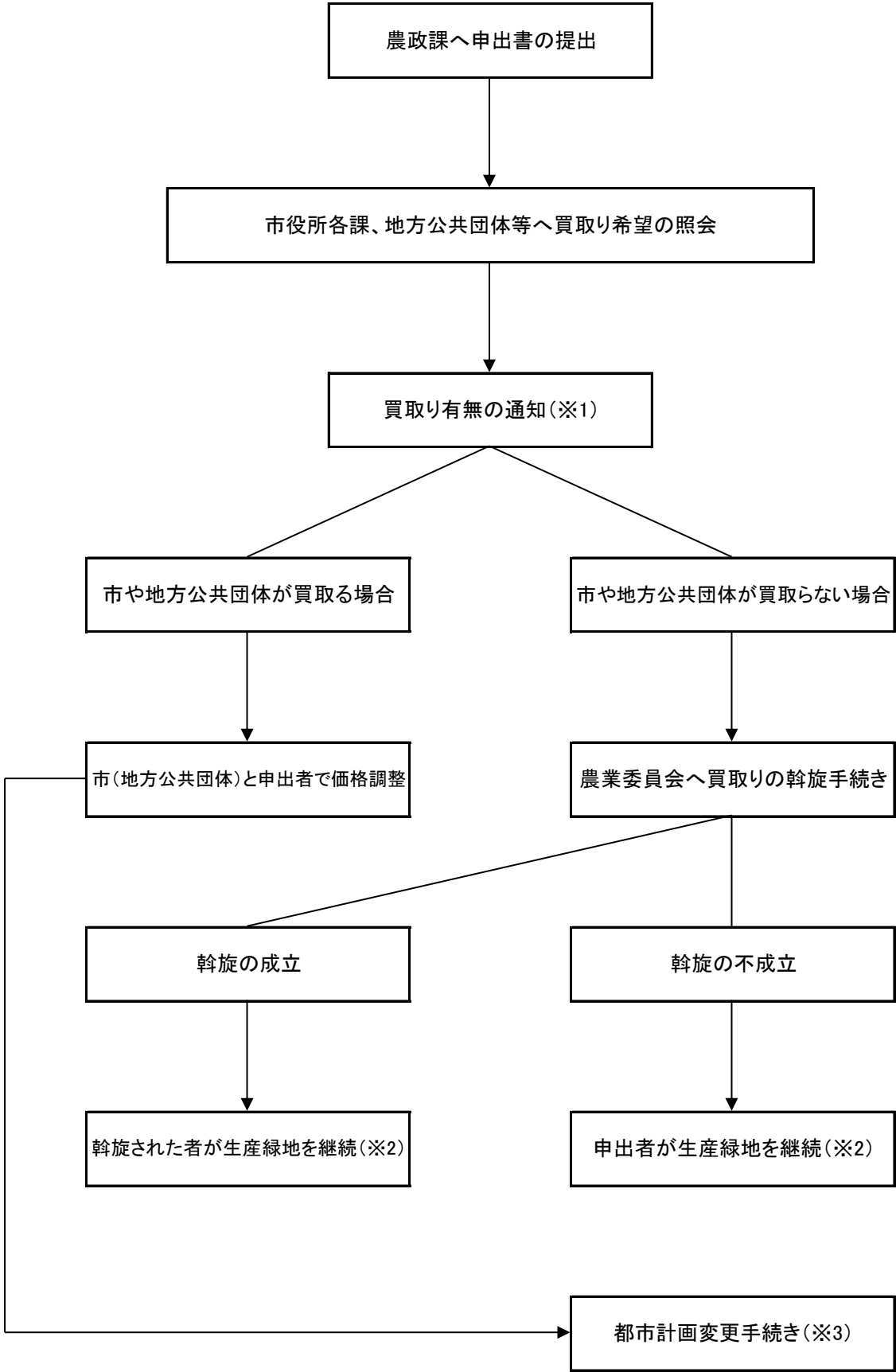


生産緑地法第15条に基づく買取り希望の申出の流れ



※1 申出受付日から起算して1月以内に申出者へ通知します。
※2 幹旋が成立した（不成立になった）旨を申出者へ通知します。
※3 市（地方公共団体）による買取りがあり、所有権が移転した生産緑地について、都市計画で指定している

生産緑地地区から除外するための手続きを行います。